

令和7年度 市民税・県民税申告の手引き

深谷市

日ごろより、市税務行政につきまして、ご理解ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、今年も申告時期になりました。この申告は、あなたの令和7年度市民税、県民税を決定するための基礎資料となります。また、課税(所得)証明書などを発行する場合や、国民健康保険税、児童扶養手当、保育料、福祉年金等を算出するための大事な資料となりますので、3月17日までに提出してください。

※この「申告の手引き」は、市民税・県民税の申告にあたり、一般的な事項について説明したものです。法改正により内容の一部に変更が生じる場合があります。

◎ 申告していただく方

○令和7年1月1日現在、深谷市に住所があり、下記に該当する方		
令和6年中に収入があった方	給与所得者	①給与支払報告書が、勤務先から深谷市へ提出されていない方 ②令和6年中に退職し、再就職していない方 ③給与所得以外の収入があった方 ④2ヶ所以上から給与の支払いを受けた方
	給与所得者以外の方	①農業・営業などを営んでいた方 ②年金・不動産・利子・配当・譲渡などの所得があった方
令和6年中に収入がなかった方	市内の方の被扶養者になっていない方	国民健康保険税、児童手当などの福祉関係事務の資料や、証明書の発行に必要となりますので、申告書裏面「所得がなかった方の記入欄」に記入のうえ提出してください。申告をしなかった場合、国民健康保険税の軽減判定ができないなど、行政サービスを受ける際に影響があります。

◎ 申告にお持ちいただくもの

- 申告書
- 本人、被扶養者及び事業専従者等の個人番号(マイナンバー)がわかる書類(マイナンバーカード、通知カード、住民票など)
※通知カードについては、現在の氏名と住所等が記載されている場合に限る
- 身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証、旅券、在留カードなど)
- 源泉徴収票又は給与支払報告書・給与明細書
- 生命保険等の満期金の通知書や配当所得のわかる書類
- 収入・経費のわかる帳簿、支払調書、領収証書等(事業所得や不動産所得等のあった方のみ)
- 国民健康保険税、国民年金、介護保険料、厚生年金などの社会保険料の支払証明書(令和6年中に支払ったもの)
 ◀ 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付済額通知書の発行を希望される方はオンライン申請ができます。
- 生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料、地震保険料、旧長期損害保険料の支払証明書(令和6年中に支払ったもの)
- 都道府県、市区町村、住所地の共同募金会・日本赤十字社支部、県内に主たる事務所を有する社会福祉法人などへの寄附金の証明書
- 医療費控除の明細書あるいはセルフメディケーション税制の明細書(医療費控除を受ける方のみ)
- 親族関係書類及び送金関係書類、留学ビザ等書類(日本国外に居住する親族を扶養にとる方のみ)
- その他必要な書類(健康保険証、障害者手帳、学生証など)

市民税・県民税申告受付日程表

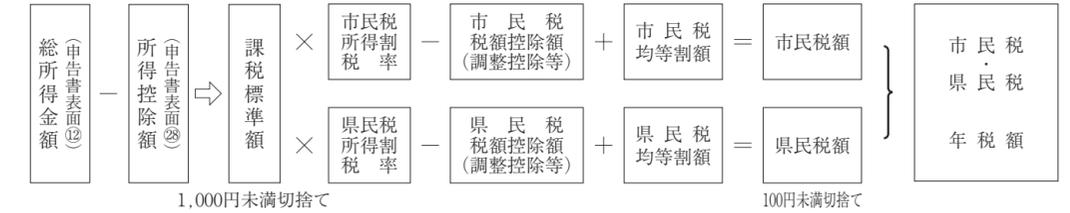
※以下の期間中は、市役所市民税課での申告受付はいたしませんのでご注意ください。

受付時間：午前9時～11時・午後1時～4時

と き	該 当 地 区	と ころ
2月17日	月	小前田・荒川・緑台
2月18日	火	市内全域
2月19日	水	武蔵野・黒田・永田・北根
2月20日	木	大寄地区・八基地区
2月21日	金	豊里地区・上柴町西・秋元町
2月25日	火	東方・幡羅町
2月26日	水	常盤町・国済寺・東方町・国済寺町・本田ヶ谷・上柴町東
2月27日	木	明戸地区・原郷
2月28日	金	普済寺・榛沢・後榛沢
3月2日	日	市内全域(平日来られない方)
3月3日	月	岡部・沓掛・本郷・針ヶ谷・山河
3月4日	火	岡・岡里・山崎・榛沢新田・西田・今泉・櫛挽
3月5日	水	仲町・本住町・稲荷町・天神町・西島・西島町
3月6日	木	上野台(大台・鼠・台坂・台天白)
3月7日	金	上野台(八幡台・泉台)・萱場・見晴町・宿根・桜ヶ丘
3月10日	月	深谷・田谷・東大沼・西大沼・上野台(小台・ビッグウイング深谷)
3月11日	火	深谷町・栄町・田所町・緑ヶ丘・寿町・曲田・伊勢方
3月12日	水	人見・櫛引・境・榎合・柏合
3月13日	木	大谷・折之口
3月14日	金	本田・畠山・菅沼・瀬山・武川
3月17日	月	田中・長在家・上原・川本明戸

市民税・県民税の算出方法

税率については、法改正により変更が生じる場合があります。



◎ 均等割及び総合課税に係る所得割の税率

区 分	市民税	県民税	森林環境税
均等割	3,000円	1,000円	1,000円
計	5,000円		

区 分	市民税	県民税
所得割	6%	4%

※譲渡(分離)所得分の税率等については、市民税課へお問い合わせください。

◎ 市民税・県民税の均等割、所得割の非課税基準額

市民税・県民税は、均等割、所得割それぞれに非課税限度額が設けられています。均等割は前年の合計所得金額、所得割は前年の総所得金額等が限度額以下であればそれぞれ非課税となります。

	同一生計配偶者及び扶養親族がいない場合	同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合
均等割の非課税限度額(所得)	28万円+10万円	28万円×(扶養人数+1)+10万円+16.8万円
所得割の非課税限度額(所得)	35万円+10万円	35万円×(扶養人数+1)+10万円+32万円

障害者、未成年者、ひとり親又は寡婦で、前年の合計所得金額が135万円以下の方は、市民税・県民税・森林環境税が非課税となります。

本市においては、森林環境税の非課税基準も上記の表の均等割の非課税限度額と同様となります。

市民税・県民税申告書の提出方法

○令和7年1月20日(月)から2月13日(木)まで、市役所1階の東側スペースで市民税・県民税申告を受け付けます(確定申告は除く)。他会場での申告受付は左の日程表を参照してください。

○郵送で提出される場合は、申告書を封筒に入れ切手を貼付のうえ、次の宛名へ送付してください。

また、以下の書類を同封してください。

- ・個人番号(マイナンバー)がわかるものの写し
- ・身分証明書の写し
- ・各種控除に係る支払証明書等(保険料の支払証明書、寄附金の証明書、障害者手帳の写しなど)

下記宛名を封筒に貼付し、ご利用ください。

〒366-8501
埼玉県深谷市仲町11番1号
深谷市役所市民税課市民税係

市民税・県民税の申告についてのお問い合わせは 〒366-8501 深谷市仲町11番1号
深谷市役所 市民税課 電話 048-574-6637

○記入する所得金額、所得から差し引かれる金額は令和6年1月1日から令和6年12月31日までの1年間分です。

①所得金額

事業	営業等	○卸売業・小売業・飲食業・製造業・運送業・サービス業・大工・左官・とび職・外交員・家内労働者（内職等）などにより生じる所得です。	○必要経費…収入を得るために必要な経費で、租税公課、雇人費、地代家賃、減価償却費などです。
	農業	○農作物の生産、果樹の栽培、家畜の飼育から生じる所得です。経費目安割合による所得の算出はできません。	
不動産		○地代家賃、貸間代、土地家屋の権利金の所得です。固定資産税、損害保険料、修繕費、減価償却費などが必要経費です。	
利子		○公社債及び預貯金の利子などで、分離課税とならないものです。	
配当		○株式などの配当です。配当を受ける際に、住民税（5%）が源泉徴収されている場合は、申告不要です。	

○給与・賃金・事業専従者給与などの所得です。給与所得は以下の「給与所得の速算表」により計算します。
※表の計算中、△は「給与収入÷4（1,000円未満切り捨て）」

給与所得の速算表			
給与収入	給与所得金額	給与収入	給与所得金額
0 ~ 550,999	0	1,628,000 ~ 1,799,999	△×2.4+100,000
551,000 ~ 1,618,999	給与収入 - 550,000	1,800,000 ~ 3,599,999	△×2.8- 80,000
1,619,000 ~ 1,619,999	1,069,000	3,600,000 ~ 6,599,999	△×3.2-440,000
1,620,000 ~ 1,621,999	1,070,000	6,600,000 ~ 8,499,999	給与収入×0.9-1,100,000
1,622,000 ~ 1,623,999	1,072,000	8,500,000以上	給与収入-1,950,000
1,624,000 ~ 1,627,999	1,074,000		

所得金額調整控除について
次の①又は②に該当する場合、給与所得から①又は②の算式により計算した金額を控除します。①及び②に該当する場合は①を控除した給与所得から②を控除します。
※算出額の1円未満は切り上げ

①給与収入金額が850万円を超えて、次のいずれかに該当する場合
・本人が特別障害者に該当する
・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する
・年齢23歳未満の扶養親族を有する
所得金額調整控除額＝[給与収入金額(上限1,000万円)－850万円]×10%

②給与所得及び公的年金等に係る雑所得の双方を有し、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額が10万円を超える場合
所得金額調整控除額＝[給与所得(上限10万円)+公的年金等に係る雑所得(上限10万円)]－10万円

○厚生年金・国民年金・共済年金・恩給・厚生年金基金・農業者年金などの所得です。所得の算出は以下の「公的年金等に係る雑所得の速算表」により計算します。
※算出額の1円未満は切り捨て

公的年金等に係る雑所得の速算表			
公的年金等の収入金額 △	10,000,000円以下	10,000,001円 ~ 20,000,000円	20,000,001円以上
0 ~ 1,299,999	△-600,000 (60万円以下は0)	△-500,000 (50万円以下は0)	△-400,000 (40万円以下は0)
1,300,000 ~ 4,099,999	△×75%-275,000	△×75%-175,000	△×75%-75,000
4,100,000 ~ 7,699,999	△×85%-685,000	△×85%-585,000	△×85%-485,000
7,700,000 ~ 9,999,999	△×95%-1,455,000	△×95%-1,355,000	△×95%-1,255,000
10,000,000以上	△-1,955,000	△-1,855,000	△-1,755,000

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額			
公的年金等の収入金額 △	10,000,000円以下	10,000,001円 ~ 20,000,000円	20,000,001円以上
0 ~ 3,299,999	△-1,100,000 (110万円以下は0)	△-1,000,000 (100万円以下は0)	△-900,000 (90万円以下は0)
3,300,000 ~ 4,099,999	△×75%-275,000	△×75%-175,000	△×75%-75,000
4,100,000 ~ 7,699,999	△×85%-685,000	△×85%-585,000	△×85%-485,000
7,700,000 ~ 9,999,999	△×95%-1,455,000	△×95%-1,355,000	△×95%-1,255,000
10,000,000以上	△-1,955,000	△-1,855,000	△-1,755,000

業務	○副業に係る営利を目的とした継続的な所得です。
その他	○生命保険契約に基づく年金などの所得です。

総合譲渡 ○土地建物等以外（自動車・機械・特許権・著作権など）の譲渡で、分離課税の対象とならない資産を譲渡したことによる所得です。

一時 ○賞金、懸賞の金品、競輪・競艇等の払戻金、生命保険・損害保険の一時金や満期返戻金などの一時的な所得です（50万円を限度とした特別控除があります）。

分離 ○土地建物等の譲渡所得
○株式等に係る譲渡所得等
○先物取引に係る雑所得等
○山林所得（山林を伐採して譲渡したり立木のまま譲渡したりすることにより生じる所得）
○退職所得（退職手当や一時恩給など退職に際して勤務先から受けるものや社会保険制度に基づいて支給される一時金など）

◎控除額一覧表

控除の種類	金額	基礎控除	合計所得金額	控除額
寡婦控除	26万円	基礎控除	24,000,000円以下	43万円
ひとり親控除	30万円		24,000,001円 ~ 24,500,000円	29万円
勤労学生控除	26万円		24,500,001円 ~ 25,000,000円	15万円
障害者控除	26万円 特別障害者 30万円 同居特別障害者 53万円		25,000,001円以上	0円
扶養控除	普通障害者 26万円 特別障害者 30万円 同居特別障害者 53万円	※16歳未満…控除はありませんが、非課税基準や税証明等に関係しますので、扶養とする場合は必ず記入してください。	24,000,001円 ~ 24,500,000円	29万円
	一般の扶養 33万円		24,500,001円 ~ 25,000,000円	15万円
	特定扶養（19歳~22歳） 45万円			
	同居老親等以外の老人 38万円			
	同居老親等 45万円			

市民税・県民税申告書の書き方

記入例

※この記入例は、給与所得者（サラリーマン）で年末調整が済み、給与所得以外（不動産）の所得が20万円以下の場合です。

深谷市長宛て
令和 年 月 日

令和7年度 市民税・県民税申告書

現住所	〒366-8501 深谷市仲町1-1-1	住民コード	
1月1日現在の住所	同上	業種又は職業	
氏名	ふかや たらう	生年・大月・日	47・2・16
氏名	深谷 太郎	生年・大月・日	47・2・16
個人番号(マイナンバー)	0 0 0 0 1 1 1 1 2 2 2 2	電話番号	048-571-1211

3. 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険料控除	465,300円	支払った保険料	465,300円
小規模企業共済等掛金控除	0円	新生命保険料の計	120,000円
生命保険料控除	120,000円	旧生命保険料の計	0円
地震保険料控除	20,000円	介護医療保険料の計	120,000円
障害者控除	0円	地震保険料の計	35,000円
ひとり親控除	0円	長期損害保険料の計	0円
寡婦控除	0円	短期損害保険料の計	0円
配偶者控除	0円	障害者控除	0円
扶養控除	45万円	ひとり親控除	0円
基礎控除	33万円	寡婦控除	0円
配偶者特別控除	0円	勤労学生控除	0円
医療費控除	123万円	障害者控除	0円
雑損控除	0円	配偶者控除	0円
基礎控除	33万円	ひとり親控除	0円
配偶者特別控除	0円	寡婦控除	0円
医療費控除	123万円	勤労学生控除	0円
雑損控除	0円	障害者控除	0円
基礎控除	33万円	配偶者控除	0円
配偶者特別控除	0円	ひとり親控除	0円
医療費控除	123万円	寡婦控除	0円
雑損控除	0円	勤労学生控除	0円
基礎控除	33万円	障害者控除	0円
配偶者特別控除	0円	配偶者控除	0円
医療費控除	123万円	ひとり親控除	0円
雑損控除	0円	寡婦控除	0円
基礎控除	33万円	勤労学生控除	0円
配偶者特別控除	0円	障害者控除	0円
医療費控除	123万円	配偶者控除	0円
雑損控除	0円	ひとり親控除	0円
基礎控除	33万円	寡婦控除	0円
配偶者特別控除	0円	勤労学生控除	0円
医療費控除	123万円	障害者控除	0円
雑損控除	0円	配偶者控除	0円
基礎控除	33万円	ひとり親控除	0円
配偶者特別控除	0円	寡婦控除	0円
医療費控除	123万円	勤労学生控除	0円
雑損控除	0円	障害者控除	0円
基礎控除	33万円	配偶者控除	0円
配偶者特別控除	0円	ひとり親控除	0円
医療費控除	123万円	寡婦控除	0円
雑損控除	0円	勤労学生控除	0円
基礎控除	33万円	障害者控除	0円
配偶者特別控除	0円	配偶者控除	0円
医療費控除	123万円	ひとり親控除	0円
雑損控除	0円	寡婦控除	0円
基礎控除	33万円	勤労学生控除	0円
配偶者特別控除	0円	障害者控除	0円
医療費控除	123万円	配偶者控除	0円
雑損控除	0円	ひとり親控除	0円
基礎控除	33万円	寡婦控除	0円
配偶者特別控除	0円	勤労学生控除	0円
医療費控除	123万円	障害者控除	0円
雑損控除	0円	配偶者控除	0円
基礎控除	33万円	ひとり親控除	0円
配偶者特別控除	0円	寡婦控除	0円
医療費控除	123万円	勤労学生控除	0円
雑損控除	0円	障害者控除	0円
基礎控除	33万円	配偶者控除	0円
配偶者特別控除	0円	ひとり親控除	0円
医療費控除	123万円	寡婦控除	0円
雑損控除	0円	勤労学生控除	0円
基礎控除	33万円	障害者控除	0円
配偶者特別控除	0円	配偶者控除	0円
医療費控除	123万円	ひとり親控除	0円
雑損控除	0円	寡婦控除	0円
基礎控除	33万円	勤労学生控除	0円
配偶者特別控除	0円	障害者控除	0円
医療費控除	123万円	配偶者控除	0円
雑損控除	0円	ひとり親控除	0円
基礎控除	33万円	寡婦控除	0円
配偶者特別控除	0円	勤労学生控除	0円
医療費控除	123万円	障害者控除	0円
雑損控除	0円	配偶者控除	0円
基礎控除	33万円	ひとり親控除	0円
配偶者特別控除	0円	寡婦控除	0円
医療費控除	123万円	勤労学生控除	0円
雑損控除	0円	障害者控除	0円
基礎控除	33万円	配偶者控除	0円
配偶者特別控除	0円	ひとり親控除	0円
医療費控除	123万円	寡婦控除	0円
雑損控除	0円	勤労学生控除	0円
基礎控除	33万円	障害者控除	0円
配偶者特別控除	0円	配偶者控除	0円
医療費控除	123万円	ひとり親控除	0円
雑損控除	0円	寡婦控除	0円
基礎控除	33万円	勤労学生控除	0円
配偶者特別控除	0円	障害者控除	0円
医療費控除	123万円	配偶者控除	0円
雑損控除	0円	ひとり親控除	0円
基礎控除	33万円	寡婦控除	0円
配偶者特別控除	0円	勤労学生控除	0円
医療費控除	123万円	障害者控除	0円
雑損控除	0円	配偶者控除	0円
基礎控除	33万円	ひとり親控除	0円
配偶者特別控除	0円	寡婦控除	0円
医療費控除	123万円	勤労学生控除	0円
雑損控除	0円	障害者控除	0円
基礎控除	33万円	配偶者控除	0円
配偶者特別控除	0円	ひとり親控除	0円
医療費控除	123万円	寡婦控除	0円
雑損控除	0円	勤労学生控除	0円
基礎控除	33万円	障害者控除	0円
配偶者特別控除	0円	配偶者控除	0円
医療費控除	123万円	ひとり親控除	0円
雑損控除	0円	寡婦控除	0円
基礎控除	33万円	勤労学生控除	0円
配偶者特別控除	0円	障害者控除	0円
医療費控除	123万円	配偶者控除	0円
雑損控除	0円	ひとり親控除	0円
基礎控除	33万円	寡婦控除	0円
配偶者特別控除	0円	勤労学生控除	0円
医療費控除	123万円	障害者控除	0円
雑損控除	0円	配偶者控除	0円
基礎控除	33万円	ひとり親控除	0円
配偶者特別控除	0円	寡婦控除	0円
医療費控除	123万円	勤労学生控除	0円
雑損控除	0円	障害者控除	0円
基礎控除	33万円	配偶者控除	0円
配偶者特別控除	0円	ひとり親控除	0円
医療費控除	123万円	寡婦控除	0円
雑損控除	0円	勤労学生控除	0円
基礎控除	33万円	障害者控除	0円
配偶者特別控除	0円	配偶者控除	0円
医療費控除	123万円	ひとり親控除	0円
雑損控除	0円	寡婦控除	0円
基礎控除	33万円	勤労学生控除	0円
配偶者特別控除	0円	障害者控除	0円
医療費控除	123万円	配偶者控除	0円
雑損控除	0円	ひとり親控除	0円
基礎控除	33万円	寡婦控除	0円
配偶者特別控除	0円	勤労学生控除	0円
医療費控除	123万円	障害者控除	0円
雑損控除	0円	配偶者控除	0円
基礎控除	33万円	ひとり親控除	0円
配偶者特別控除	0円	寡婦控除	0円
医療費控除	123万円	勤労学生控除	0円
雑損控除	0円	障害者控除	0円
基礎控除	33万円	配偶者控除	0円
配偶者特別控除	0円	ひとり親控除	0円
医療費控除	123万円	寡婦控除	0円
雑損控除	0円	勤労学生控除	0円
基礎控除	33万円	障害者控除	0円
配偶者特別控除	0円	配偶者控除	0円
医療費控除	123万円	ひとり親控除	0円
雑損控除	0円	寡婦控除	0円
基礎控除	33万円	勤労学生控除	0円
配偶者特別控除	0円	障害者控除	0円
医療費控除	123万円	配偶者控除	0円
雑損控除	0円	ひとり親控除	0円
基礎控除	33万円	寡婦控除	0円
配偶者特別控除	0円	勤労学生控除	0円
医療費控除	123万円	障害者控除	0円
雑損控除	0円	配偶者控除	0円
基礎控除	33万円	ひとり親控除	0円
配偶者特別控除	0円	寡婦控除	0円
医療費控除	123万円	勤労学生控除	0円
雑損控除	0円	障害者控除	0円
基礎控除	33万円	配偶者控除	0円
配偶者特別控除	0円	ひとり親控除	0円
医療費控除	123万円	寡婦控除	0円
雑損控除	0円	勤労学生控除	0円
基礎控除	33万円	障害者控除	0円
配偶者特別控除	0円	配偶者控除	0円
医療費控除	123万円	ひとり親控除	0円
雑損控除	0円	寡婦控除	0円
基礎控除	33万円	勤労学生控除	0円
配偶者特別控除	0円	障害者控除	0円
医療費控除	123万円	配偶者控除	0円
雑損控除	0円	ひとり親控除	0円
基礎控除	33万円	寡婦控除	0円
配偶者特別控除	0円	勤労学生控除	0円
医療費控除	123万円	障害者控除	0円
雑損控除	0円	配偶者控除	0円
基礎控除	33万円	ひとり親控除	0円
配偶者特別控除	0円	寡婦控除	0円
医療費控除	123万円	勤労学生控除	0円
雑損控除	0円	障害者控除	0円
基礎控除	33万円	配偶者控除	0円
配偶者特別控除	0円	ひとり親控除	0円
医療費控除	123万円	寡婦控除	0円
雑損控除	0円	勤労学生控除	0円
基礎控除	33万円	障害者控除	0円
配偶者特別控除	0円	配偶者控除	0円
医療費控除	123万円	ひとり親控除	0円
雑損控除	0円	寡婦控除	0円
基礎控除	33万円	勤労学生控除	0円
配偶者特別控除	0円	障害者控除	0円
医療費控除	123万円	配偶者控除	0円
雑損控除	0円	ひとり親控除	0円
基礎控除	33万円	寡婦控除	0円
配偶者特別控除	0円	勤労学生控除	0円
医療費控除	123万円	障害者控除	0円
雑損控除	0円	配偶者控除	0円
基礎控除	33万円	ひとり親控除	0円
配偶者特別控除	0円	寡婦控除	0円
医療費控除	123万円	勤労学生控除	0円
雑損控除	0円	障害者控除	0円
基礎控除	33万円	配偶者控除	0円
配偶者特別控除	0円	ひとり親控除	0円
医療費控除	123万円	寡婦控除	0円
雑損控除	0円	勤労学生控除	0円
基礎控除	33万円	障害者控除	0円
配偶者特別控除	0円	配偶者控除	0円
医療費控除	123万円	ひとり親控除	0円
雑損控除	0円	寡婦控除	0円
基礎控除	33万円	勤労学生控除	0円
配偶者特別控除	0円	障害者控除	0円
医療費控除	123万円	配偶者控除	0円
雑損控除	0円	ひとり親控除	0円
基礎控除	33万円	寡婦控除	0円
配偶者特別控除	0円	勤労学生控除	0円
医療費控除	123万円	障害者控除	0円
雑損控除	0円	配偶者控除	0円
基礎控除	33万円	ひとり親控除	0円
配偶者特別控除	0円	寡婦控除	0円
医療費控除	123万円	勤労学生控除	0円
雑損控除	0円	障害者控除	0円
基礎控除	33万円	配偶者控除	0円
配偶者特別控除	0円	ひとり親控除	0円
医療費控除	123万円	寡婦控除	0円
雑損控除	0円	勤労学生控除	0円
基礎控除	33万円	障害者控除	0円
配偶者特別控除	0円	配偶者控除	0円
医療費控除	123万円	ひとり親控除	0円
雑損控			